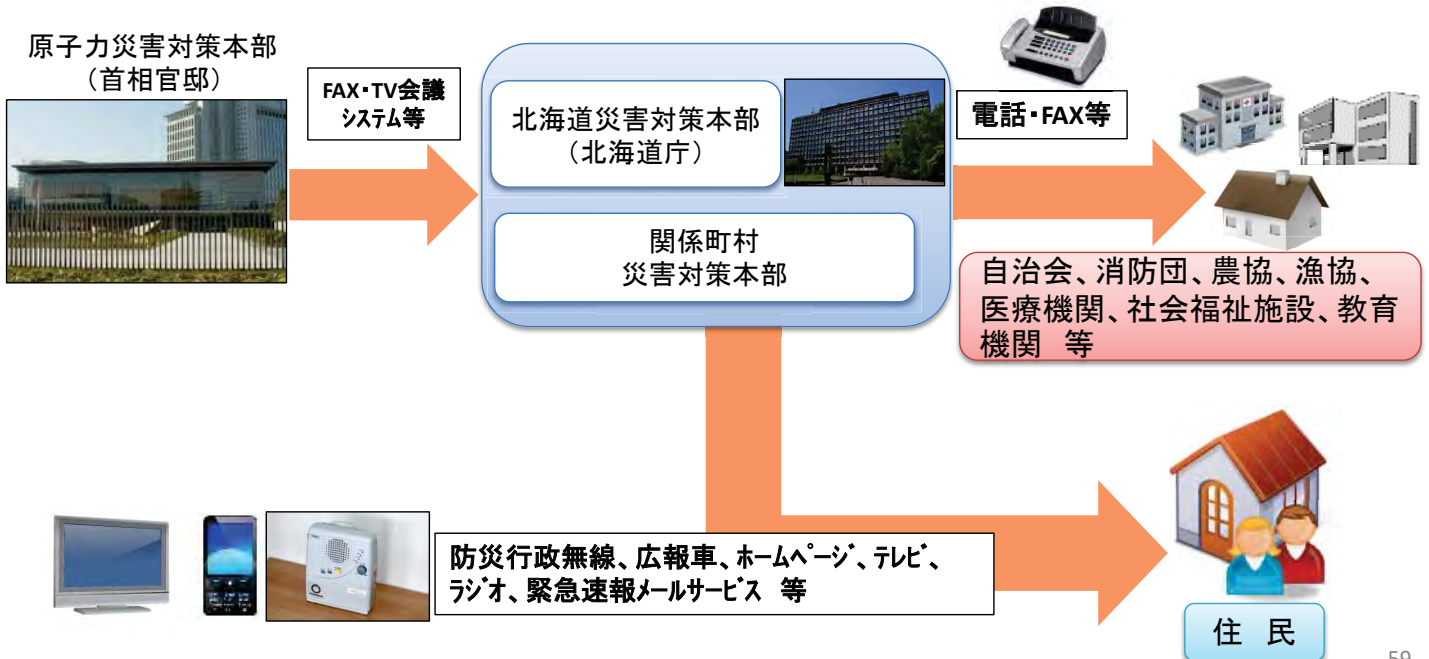


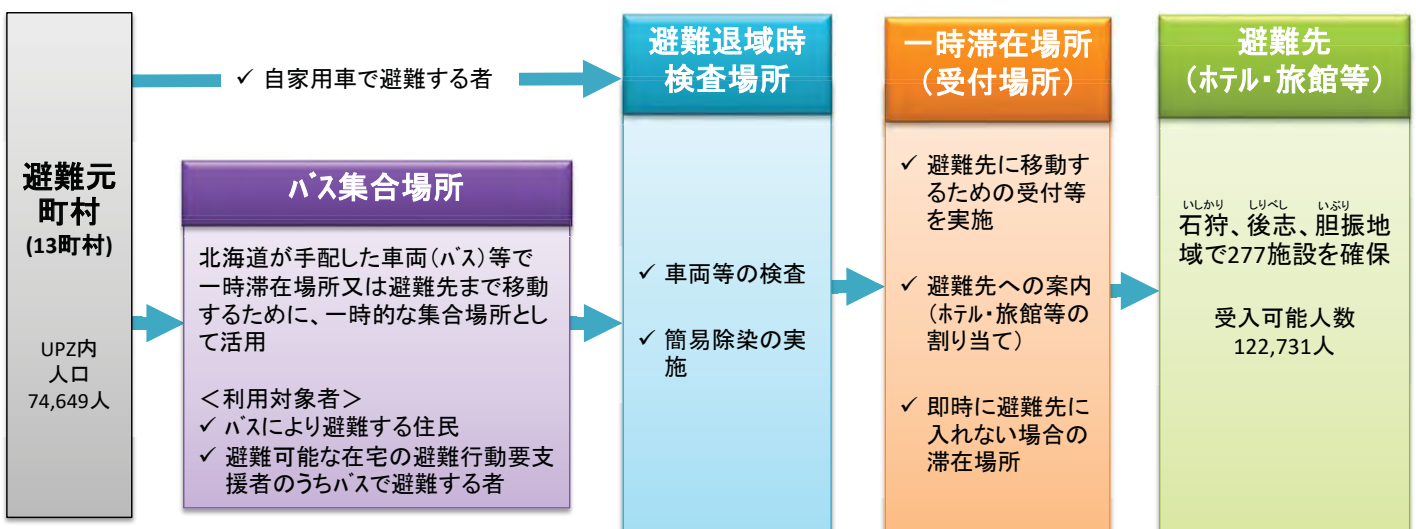
# 一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、原子力災害対策本部から、北海道及び関係町村に対し、FAX・TV会議システム等を用いて伝達。
- 北海道、関係町村・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



# UPZ内住民の一時移転等①

- 原子力災害対策本部、北海道、関係町村は、一時移転等の円滑な実施と住民の安全確保のために、実施に係る実務(避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など)の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- 北海道では、一時移転等の期間の長期化を想定し、住民が良好な環境のもとで避難生活を送ることができるよう、ホテル、旅館等(277施設)を避難先として指定。
- 一時移転等の対象地域の住民は、避難退域時検査を受けた上で一時滞在場所において受付を行い、避難先となるホテル・旅館等へ移動。



# UPZ内住民の一時移転等②

- UPZ内関係町村の避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 万一、あらかじめ指定する避難先地域の施設が使用できない場合は、北海道の調整により、近隣地域において代替避難先を確保し、一時移転等を実施。

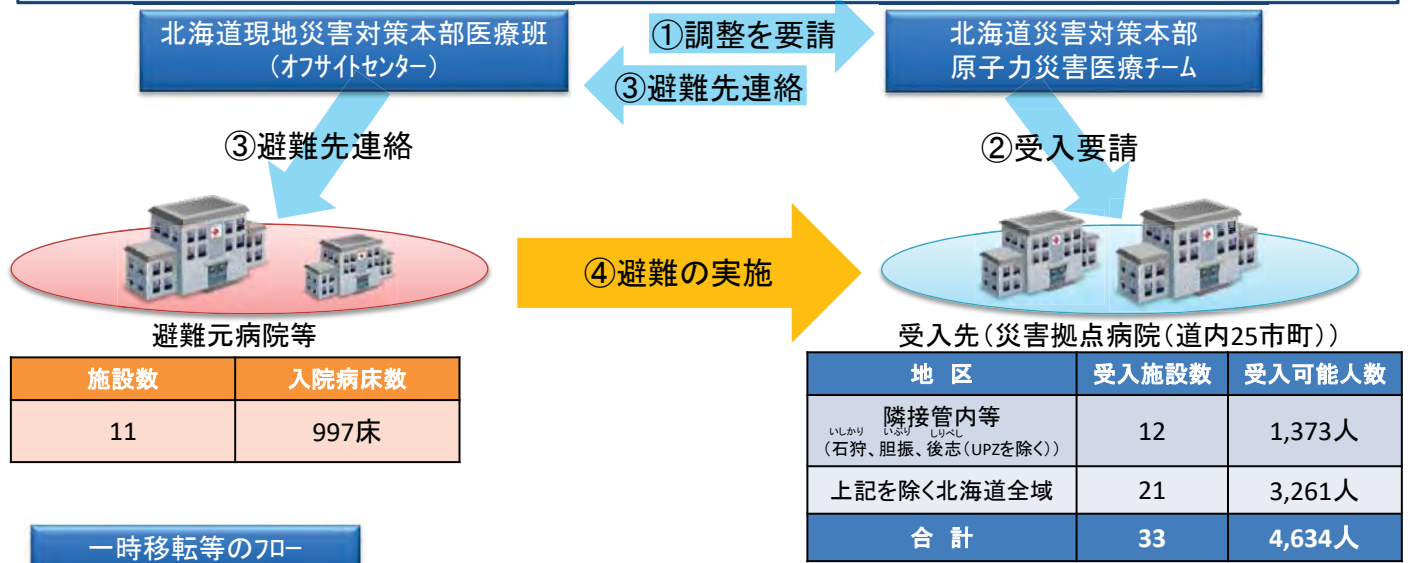
町村名※( )は対象人口	一時滞在场所(受付場所)	避難先(ホテル・旅館等)※( )は受入可能人数
泊村(333人)	札幌市:札幌市南区体育館	札幌市:アパホテル&リゾート<札幌>(3,065人)
共和町(4,687人)	洞爺湖町:洞爺湖文化センター	留寿都村:ルズリリゾート(4,488人) 洞爺湖町:13施設(5,672人)、壮瞥町:1施設(1,963人)
岩内町(13,179人)	札幌市:北海きたえーる	札幌市:41施設(24,614人)
神恵内村(897人)	札幌市:カトーキングダムサッポロ	札幌市:4施設(3,071人)
寿都町(402人)	札幌市:札幌市北区体育館	札幌市:9施設(4,352人)
蘭越町(4,887人)	札幌市:札幌コンベンションセンター	札幌市:10施設(6,143人)
ニセコ町(5,142人)	札幌市:札幌市白石区体育館	札幌市:12施設(6,996人)、北広島市:1施設(575人)
倶知安町(15,836人)	室蘭市:室蘭市文化センター	室蘭市:19施設(1,467人)
	登別市:登別市総合体育館	登別市:19施設(9,638人)
	苫小牧市:苫小牧市総合体育館	苫小牧市:14施設(2,886人)
	伊達市:大滝基幹集落センター	伊達市:3施設(2,536人)
千歳市:支笏湖市民センターほか	千歳市:16施設(3,643人)	
積丹町(2,179人)	札幌市:札幌市西区体育館	札幌市:4施設(4,189人)
古平町(3,344人)	小樽市:小樽市総合体育館	小樽市:32施設(6,139人)
仁木町(3,363人)	札幌市:札幌市手稲区体育館	札幌市:7施設(3,767人)
余市町(19,372人)	札幌市:札幌市スポーツ交流施設	札幌市:55施設(24,806人)
赤井川村(1,028人)	赤井川村:キロリゾート	赤井川村:1施設(1,652人)
その他協力可能な施設	白老町:白老町中央公民館	白老町:14施設(1,069人)
<b>合計</b>	<b>対象人口:74,649人</b>	<b>受入可能人数:122,731人</b>

左記避難先に避難できない、二次被害等があった場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、北海道が調整の上、近隣地域で代替避難先を確保(例:石狩北部地域、南空知地域及び中空知地域では、165,000人収容可能)。

# UPZ内住民の一時移転等③



- UPZ内の入院病床を有する全ての医療機関(病院及び有床診療所、11施設997床)は、原子力災害時の対応手順等を定めた個別の避難計画を策定済み。
- 一時移転等の防護措置が必要となった場合は、隣接管内等の災害拠点病院に入院患者を移転・収容。さらに、当該患者の病状等を踏まえ、必要に応じて、北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」が他の病院への転院等の調整を実施。



一時移転等のフロー

- 一時移転等の指示が見込まれる段階で、オフサイトセンター内に設置される北海道現地災害対策本部医療班が、北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」に災害拠点病院への転院等に向けた調整を要請。
- 北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」は、関係機関の協力を得て、受入先候補となる災害拠点病院に対し、受入を要請し、一時移転等の準備を整える。
- 北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」は、北海道現地災害対策本部医療班を通じ、避難元病院等に対し、受入先となる災害拠点病院及び避難経路等を連絡。
- 避難元病院等は、指示に基づき、避難行動を開始。

UPZ内の社会福祉施設等の避難

- UPZ内にある全ての社会福祉施設等(68施設2,713人)については、施設ごとの避難計画を作成しており、施設ごとにあらかじめ受入施設を確保。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合には、北海道と関係団体※1が締結している「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、北海道が代替の受入施設を調整。
- さらに、同協定に基づき、受入を支援する他の施設(支援施設)は、UPZ内の施設及び受入施設に対し、各施設の要請等を踏まえ生活物資等の提供及び支援職員の派遣を実施。

<UPZ内>

<UPZ外(道内22市町村)>

施設区分	施設等数	入所定員
高齢者施設等	42	1,611人
障がい福祉施設等	21	891人
児童養護施設	5	211人
合計	68	2,713人

施設ごとの避難先を確保※2

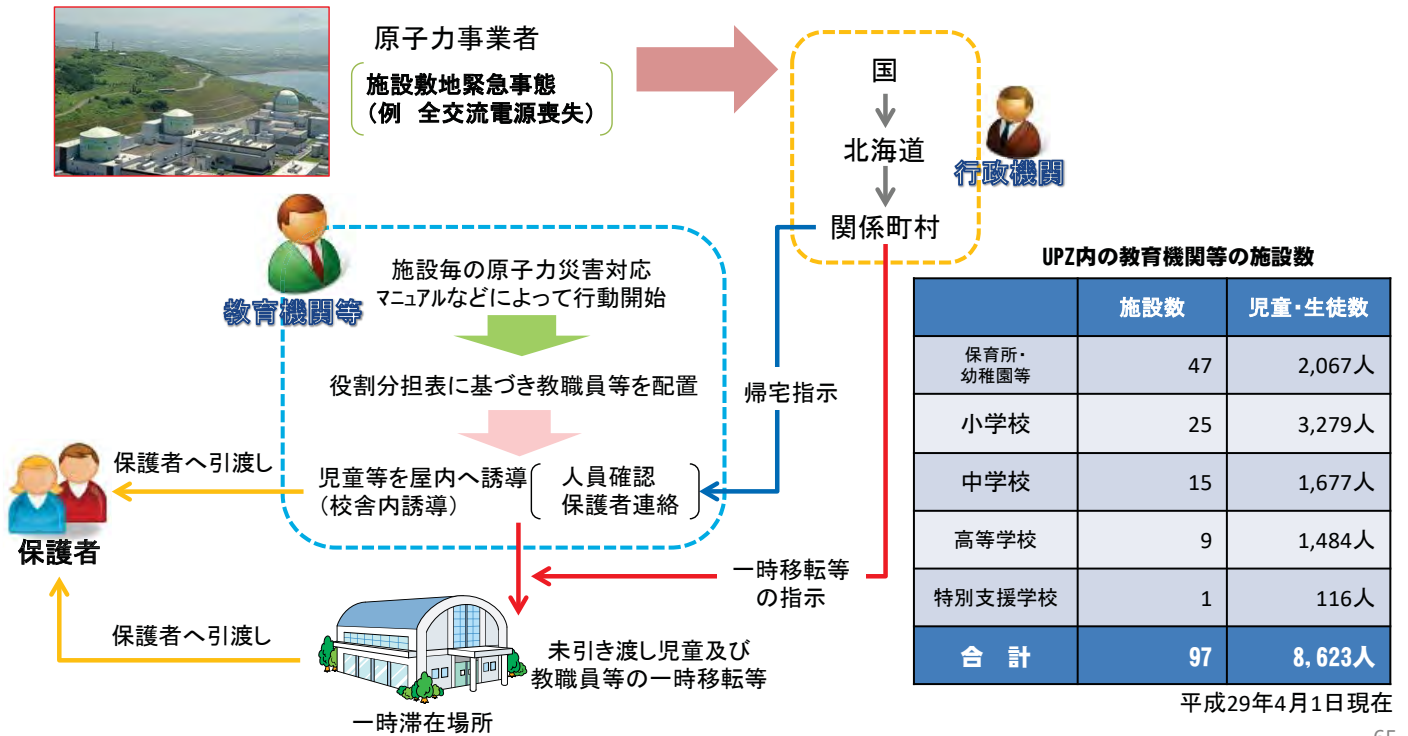
受入施設数	受入可能人数
122	1,611人
48	891人
9	211人
179	2,713人

※1: 北海道老人福祉施設協議会、(一社)北海道老人保健施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、(一社)北海道知的障がい福祉協会、北海道児童施設協議会等

※2: あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合は、「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、北海道が代替の受入施設(683施設2,295人受入可能)を調整。

※3: 施設数、人数については、平成29年4月1日現在。

- 施設敷地緊急事態により関係町村災害対策本部から帰宅指示が出された場合は、児童等を保護者に引き渡し、引き渡しができない児童等は屋内退避を実施する。その後、事態が悪化し、関係町村災害対策本部から一時移転等の指示が発出された場合は、教職員等は未引き渡し児童等とともに一時移転等を行い、一時滞在場所で児童等を保護者へ引き渡す。
- 校長、園長等は随時、関係町村災害対策本部と連携を図る。



# UPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や一時移転等の支援者に対し、防災行政無線、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡がとれない場合は、関係町村職員や消防職員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係町村が準備した一時滞在場所に移動。その後、関係町村は、移動した在宅の避難行動要支援者を、避難生活環境がより良いホテル・旅館に、優先的に移動させる。

